

選挙関係覚書

昭和41年7月16日施行
平成13年1月1日一部改正
平成15年4月11日一部改正
平成26年12月11日一部改正

1. 本部関係および支部関係の役員、委員などの選挙にあたっては、常任幹事会の議によって役員選考委員を設けておこなう。
2. 役員選考委員は、支部会員100名につき1名とする。
3. 役員選考委員を選出するには、原則として、理、工、農、医・薬、業界の5つ分野がバランスを保ち、かつ地域的にもバランスが保たれるように考慮する。
4. 役員選考委員は3月の常任幹事会において選出する。
5. 本部役員の選挙に関する委員は、役員選考委員のうちから、選出される。
6. 役員選考委員会は、支部長、次期支部長、および役員選考委員をもって構成し、支部長がこれを主宰する。
7. 支部長、その他、支部役員の選挙はつぎの手順による。
 - (i) 常任幹事会において3名程度の再来年度支部長候補者を推薦し、役員選考委員会に回付する。
 - (ii) 役員選考委員会は、この回付案に基づき、支部長候補者を決定し、幹事会に報告する。
 - (iii) 副支部長、講習会委員長、支部参与、幹事等については、役員選考委員会において原案を作成する。ただしこの際、常任幹事会の推薦を参考とし、かつ支部役員の助言をうけることができる。
 - (iv) 支部より選出すべき、本部理事、委員などの選出も、上の各項に準じておこなう。ただし役員選考委員会が構成されていない時期においては、常任幹事会がこれにあたる。
 - (v) 支部長、本部関係の理事、委員などは、優先的に選考する。

付則 本覚書は、平成27年1月1日より施行する。